

説明会に関する質疑 FAX による主な質問と回答

	項目	Q	A
1	中規模工務店の戸数制限	中規模工務店の補助金交付申請が可能な戸数について 長寿命型①2300万円 23戸 ②1500万円 15戸 合計 38戸、全施工事業者数 23社 除して「1.65」となり1を超えているので、2戸可能と考えてよろしいでしょうか？	お問い合わせの計算式により1を超えたのであれば、2戸まで可能です。
2	グループの制限	施工事業者が補助金を受けられるグループは1つとする。 昨年度は被災地は、2つ以上のグループにまたがって申請できたが、今年度は、被災地であっても不可とするのでしょうか？	今年度は、不可です。
3	共同事業実施規約	「共同事業者実施規約」について、各マニュアルには押印についての文言は見られるが、3者それぞれの記名にルールはあるか？ (3者それぞれ、署名でなければNGか、パソコン印字でもよいか？)	署名でも印字でも良いです。 印字の場合は、補助金額も印字してください。
4	共同事業実施規約	第2条のイ・ロにチェックがあった場合、グループ事務局としては確認印を押印してもよいのでしょうか？	1章2.3申請の制限のとおりです。 「申請が制限されます」の意味は、「申請できません」ということです。
5	補助金の還元方法	補助金の還元について 今年度は、補助金受領後に建築主に還元することとなりましたが、当グループでは昨年まで、相殺を希望される方がほとんどでした。相殺型にすれば建築主様は、工事代金より100万円少なく借り入れられれば良いこととなります。確かに額の決定前に相殺を決めるというのは矛盾していますが、建築主に負担がかかってしまいます。 そこで、額の決定後に昨年同様2通りの還元方法での合意書(実施規約)にさせていただくわけにはいきませんか？	補助金は、事業が完了したのに対して交付されます。 一部の金額を「猶予」している場合は、事業が完了していません。 上記により、今年度変更されました。
6	地域材	手続きマニュアル第1章別紙23「都道府県別地域材認証制度等一覧の例」 兵庫県(28)『兵庫県産木材証明制度』の追加をお願いいたします。 (説明会で記載のない場合は連絡をしてほしいと説明がありFAXいたしました。題名が「一覧の例」とありますので、交付申請に支障がなければ、現在のままで結構です。)	別紙23の一覧は例のため、載っていないものでも、証明ができれば良いです。
7	建築主の印	工事請負契約書の施主印について 施主が外国の方のため印鑑がなく、契約書印がサインになっています。申請書類の印鑑押印箇所をサインで対応可能でしょうか。	外国の方で、印鑑を持たない方に限り、サインでも良いこととします。

8	着工届 写真	(様式 3-3) 着工届で写真は撮ったが日付が写っていない場合対応策はありませんか？	説明会の案内と併せて事前にお知らせしています。 原則としては不可です。 他の資料で事前着工ではないことが確認できる場合は良いこととなる場合もありますので、空いているところに「撮影日」を記入してください。
9	省エネ講習会	住宅省エネ講習会の終了について補助対象住宅に関わる… のうちいずれか 1 人が… とあるが 設計者、施工管理者、大工技能者は、外注でもよいのか？ 昨年までは社内に一人以上だったが	対象住宅に関わった方であれば、良いです。 今年度 変更になっています。 なお、マニュアル及び説明会で説明した「平成 25 年度以降の講習会」は、平成 24 年度以降で良いこととなりました。
10	建設業許可	建設業許可を取っていない小規模な施工事業者は申請可能でしょうか。	建設業法にあっていれば良いです。 (150 m ² 未満又は、1500 万円未満)